

再審査記載要領

※個別に注記されている項番以外は、前回と同様に記載ください

~~経営規模等評価申請書~~
~~経営規模等評価再審査申立書~~
~~総合評定値請求書~~

取消線

取消線

(用紙A4)

2 0 0 0 1

令和 年 月 日

~~建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。~~
~~建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。~~
~~建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。~~

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

申請者 _____ 印

行政庁側記入欄	項番	請求年月日	土木事務所コード	整理番号
申請年月日	01	令和 年 月 日		
申請時 許可番号	02	大臣 知事コード	国土交通大臣 知事	許可(一般)
前回の申請時 許可番号	03	大臣 知事コード	国土交通大臣 知事	許可(一般)
審査基準日	04	令和 年 月 日		
申請等の区分	05	4		
処理の区分	06			
法人又は個人の別	07	3	資本金額又は出資総額	法人番号
商号又は名称 のフリガナ	08		(千円)	
商号又は名称	09			
代表者又は個人の氏名 のフリガナ	10			
代表者又は 個人の氏名	11			
主たる営業所の所在地 市区町村コード	12			
主たる営業所の所在地	13			
郵便番号	14		電話番号	
許可を受けている業 建設業	15		土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解	(1.一般) (2.特定)
経営規模等評価等 対象建設業	16			

再審査の申立及び総合評定値請求
をする場合は、「4」を記入する

改正にかかる技術者以外は前回申請
と同内容とする

技術職員名簿

頁

項番
数 6 1 3 5 頁

通番	新規掲載者	氏名	生年月日	審査 基準日 現在の 満年齢	業種 コード			有資格 区分 コード			講習 受講	業種 コード			有資格 区分 コード			講習 受講	監理技術者資格者証 交付番号
					3	5		5		10									
1		中部 太郎	31 年 3 月 8 日	64	6	2	0	1	1	1	3	1	0	5	1	1	3	1	2 3 4 5 6 7 8 9
2		中部 二郎	37 年 5 月 3 日	57	6	2	1	1	1	1	3	2	1	7	1	1	3	2	
3		中部 三郎	45 年 2 月 11 日	50	6	2	0	1	1	4	1	1	1	7	1	8	8	2	6 7 8 9 1 2 3 4
4		中部 四郎	47 年 7 月 20 日	47	6	2	0	1	2	1	4	2	2	0	0	0	2	2	
5		中部 五郎	47 年 8 月 1 日	47	6	2	0	1	7	0	4	2	0	5	7	0	4	2	
6			年 月 日		6	2													
7			年 月 日																
8																			
9																			
10			年 月 日		6	2													
11			年 月 日		6	2													
12	<div data-bbox="367 1409 640 1478" data-label="Section-Header"><h4>【確認資料】</h4></div> <div data-bbox="367 1498 1228 1567" data-label="Section-Header"><h4>能力評価（レベル判定）結果通知書</h4></div> <div data-bbox="409 1587 1396 1632" data-label="Text"><p>※結果通知書につきましては各能力評価機関にお問い合わせください</p></div> <div data-bbox="409 1647 1207 1691" data-label="Text"><p>※通常求めている「常勤性」の確認資料等も必要です。</p></div>																		
13																			
14																			
15																			
16																			
17			年 月 日		6	2													
18			年 月 日		6	2													
19			年 月 日		6	2													
20			年 月 日		6	2													
21			年 月 日		6	2													
22			年 月 日		6	2													
23			年 月 日		6	2													
24			年 月 日		6	2													
25			年 月 日		6	2													
26			年 月 日		6	2													
27			年 月 日		6	2													
28			年 月 日		6	2													
29			年 月 日		6	2													
30			年 月 日		6	2													

改正により加点对象となった技術者を追記する
記載例は「トンネル技能者能力評価基準」

